

N o 3 - 2 医師留学支援事業費補助金【初期臨床研修医及び専攻医特別枠】交付要綱 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>平成 <u>31</u> 年度医師留学支援事業費補助金【初期臨床研修医及び専攻医特別枠】 交付要綱（案）</p> <p>（趣旨） 第 1 条 （略）</p> <p>（補助目的及び補助対象事業） 第 2 条 一般社団法人高知医療再生機構（以下「機構」という。）は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成を支援するため、県内の医療機関に所属する初期臨床研修医及び専攻医が、国内外の先進的な医療機関等で<u>研修（初期臨床研修プログラムの範囲内の研修は除く。）</u>を行うことに対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>（補助申請者の要件） 第 3 条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。 （1）高知県内の医療機関に在籍する <u>平成 31 年</u> 4 月 1 日の時点で卒業後 1 年目～5 年目の者 （2）～（4） （略）</p> <p>（補助対象経費等） 第 4 条 （略）</p> <p>（補助申請） 第 5 条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第 1 号様式）に係る書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の 2 か月前までに提出しなければならない。 2 補助対象期間は <u>平成 31 年</u> 4 月 1 日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。</p> <p>（補助の条件） 第 7 条 補助目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守し</p> | <p>平成 <u>30</u> 年度医師留学支援事業費補助金【初期臨床研修医及び専攻医特別枠】 交付要綱</p> <p>（趣旨） 第 1 条 （略）</p> <p>（補助目的及び補助対象事業） 第 2 条 一般社団法人高知医療再生機構（以下「機構」という。）は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成を支援するため、県内の医療機関に所属する初期臨床研修医及び専攻医が、国内外の先進的な医療機関等で<u>研修</u>を行うことに対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>（補助申請者の要件） 第 3 条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。 （1）高知県内の医療機関に在籍する <u>平成 30 年</u> 4 月 1 日の時点で卒業後 1 年目～5 年目の者 （2）～（4） （略）</p> <p>（補助対象経費等） 第 4 条 （略）</p> <p>（補助申請） 第 5 条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第 1 号様式）に係る書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の 2 か月前までに提出しなければならない。 2 補助対象期間は <u>平成 30 年</u> 4 月 1 日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。</p> <p>（補助の条件） 第 7 条 補助目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守し</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>なければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 補助対象事業終了後、第3条第3<u>号</u>の要件を満たさなくなる可能性が明らかになった場合には、ただちに理事長に協議すること。</p> <p>(9) 補助対象事業終了後、第3条第3<u>号</u>の要件を満たした場合には、事業完了報告書(別紙8)を提出すること。</p> <p>(概算払等)</p> <p>第8条 補助事業者は、交付決定を受けた年度中に概算払を受けなければならない。</p> <p>2 <u>補助事業者は、前項の規定に基づき</u>概算払を受けようとするときは、概算払請求書(第4号様式)を理事長に提出しなければならない。</p> <p>(振込口座等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(実績報告の提出及び補助の確定)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助対象事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書(第5号様式)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>理事長は、</u>最終補助確定額が第8条第1項に基づき行った概算払による補助額を下回っている場合、概算払の額と最終補助確定額との差額を補助事業者に対して返還を求めなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(交付決定の取消・返還)</p> <p>第11条 <u>理事長は、補助事業者が</u>補助の条件に従わなかったとき、又は、補助金の不正使用若しくは不正受給があったとき、その他補助対象事業において不正行為があったと認められた場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 (略)</p> | <p>なければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 補助対象事業終了後、第3条第3<u>項</u>の要件を満たさなくなる可能性が明らかになった場合には、ただちに理事長に協議すること。</p> <p>(9) 補助対象事業終了後、第3条第3<u>項</u>の要件を満たした場合には、事業完了報告書(別紙8)を提出すること。</p> <p>(概算払等)</p> <p>第8条 補助事業者は、交付決定を受けた年度中に概算払を受けなければならない。</p> <p>2 <u>補助金の</u>概算払を受けようとするときは、概算払請求書(第4号様式)を理事長に提出しなければならない。</p> <p>(振込口座等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(実績報告の提出及び補助の確定)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助対象事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書(第5号様式)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 最終補助確定額が第8条第1項に基づき行った概算払による補助額を下回っている場合、<u>理事長は</u>概算払の額と最終補助確定額との差額を補助事業者に対して返還を求めなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(交付決定の取消・返還)</p> <p>第11条 補助の条件に従わなかったとき、又は、補助金の不正使用若しくは不正受給があったとき、その他補助対象事業において不正行為があったと認められた場合は、<u>理事長は、</u>補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 (略)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>附則 この要綱は、<u>平成 31 年 月 日</u>から施行する。</p> <p>(別表) (略)</p> | <p>附則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 <u>平成 30 年度補助額は平成 30 年 9 月に決定する。</u> <u>9 月までに請求できる概算払額は補助額(予定)の 1 / 2 を上限とする。</u></p> <p>(別表) (略)</p> |